

33. 安全なスポーツ方針規程

2024年7月10日

規 第33号

第1章 選手の安全と保護のために

(はじめに)

第1条 スポーツに携わるすべての人は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的意見またはその他の意見、国籍、社会的出身、財産、出生、障害、身体的特徴、運動能力またはその他の地位に関わらず、意図的な暴力、ハラスメント、虐待から保護される権利を有する。意図的な暴力には、あらゆる形態のハラスメントや虐待が含まれ、世界中で発生しており、あらゆる形態の意図的な暴力の基準と影響についての認識を高めることが重要となる。

一般社団法人日本バトン協会（以下、「協会」という。）のすべての構成員（以下、「選手」という。）は、懸念事項を表明する方法を認識し、懸念事項が協会の方針と手順に従って、IBTF (INTERNATIONAL BATON TWIRLING FEDERATION)、WBTF (WORLD BATON TWIRLING FEDERATION)、JSPO (公益財団法人日本スポーツ協会)、協会によって対応されること、また誰もが、援助とサポートを受けるために利用できる手段や方法を認識している必要がある。

協会は、意図的な暴力、ハラスメント、虐待の発生を防止し、対応するための対策を講じ、選手や協会の他の参加者を保護するために、本方針規程と手順を採用し、実施する責任がある。協会は容認できない慣行を特定し、根絶することで、選手がバトントワーリングを安心・安全に楽しみ続けられる環境を生み出すことを目指す。

(目的)

第2条 本方針の目的は、バトントワーリングに参加する選手やその他の人々がハラスメントや虐待を恐れることなく参加できるようにすることである。本方針の主な目的を以下の通りとする。

- (1) バトントワーリングに関わるすべての人が、あらゆる形態の意図的な暴力は受け入れられず、容認されないことを理解する。
- (2) バトントワーリング内でハラスメントや虐待を目撃または経験した人が、報復や被害を恐れることなく報告できるようにする。
- (3) バトントワーリングへの参加に関連するあらゆるハラスメントや虐待の発生に対して、国内外に関わらず、適切で協調的な対応を確実に行う。
- (4) ハラスメントや虐待の可能性を最小限に抑えるための効果的な対策を実施する。

(倫理・コンプライアンス委員会の設置)

第3条 協会は WBTF が策定した「SAFE SPORT FOR ALL PARTICIPANTS IN THE WORLD BATON TWIRLING FEDERATION」に賛同、準拠し、バトントワーリングにおけるハラスメントや虐待の根絶を目指す。容認できない慣行を是正し、予防プログラムを実施する。協会は、加盟団体や会員を支援するために、教育資料を開発し、ベストプラクティスの

ケーススタディを共有する機会も提供する。協会は、本方針に基づいて提起された懸念事項の受理と対応を担当する独立した倫理・コンプライアンス委員会を設置し、この目的のため、次のように構成される。

- (1) バトントワーリング参加者のための相談窓口を設置
- (2) 倫理・コンプライアンス委員会と理事会の2つのグループからなる懲戒セクション

第2章 意図的な暴力、ハラスメント、虐待の定義

(定義)

第4条 ハラスメントと虐待はさまざまな形で表わされ、複合的に発生する場合もあれば、単独で発生する場合もある。以下に、IOC合意声明（2016年）に基づく定義は下記の通りである。

(1) 心理的虐待

監禁、隔離、暴言、侮辱、脅し、子ども扱いなどを含む、個人のアイデンティティ、尊厳、自尊心を低下させる可能性のある好ましくない行為。

(2) 身体的虐待

殴る、殴打する、蹴る、噛み付く、火傷させるなど、意図的かつ好ましくない行為で、身体に傷や傷害を与えるもの。このような行為は、強制的または不適切な運動（例えば、年齢または体格に不相応なトレーニング負荷、負傷または痛みがある場合も含む）、強制的なアルコール摂取、または、強制的なドーピング行為も含まれる。

(3) セクシャルハラスメント

言葉、非言語、または身体的な手段を問わず、性的な性質を持つ望ましくない、不適切なあらゆる行為を意味する。セクシャルハラスメントは、性的虐待の形をとることもある。

(4) 性的虐待

性的な性質を持つあらゆる行為を意味し、非接触型、接触型、貫通型のいずれであっても、同意が強要／操作される、または、同意を得ていない、もしくは、得られない場合を指す。

(5) ネグレクト

コーチまたはそれ以外の者が、プレーヤーに対して、最低限のケアを提供することを怠り、危害を与える、危害が生じることを許す、または、危害が差し迫る危険性を生じさせることを意味する。

ハラスメントと虐待は、人種や民族出身、文化、宗教や信念、性別、性的指向、年齢、障害、社会経済的地位、身体的特徴、運動能力など、あらゆる要素に基づいて発生しうるものである。一度限りのこともあるが、何度も繰り返されることもある。直接的なものから、オンライン上でのものまであり、ハラスメントは意図的であり、自発的で強制的なものである。ハラスメントや虐待は、多くの場合、権力の乱用、つまり、個人が他人に対して影響力、権力、または、権限を持つ立場を不適切に利用することから生じる。一部の選手もハラスメントと虐待の行為を行うことがある。18歳未満の青少年の場合、同年齢の他の選手またはグループによって、選手が搾取され、いじめられ、または危害を加えられるという状況が発生することもある。

(6) いじめ

他の個人またはグループを傷つける意図的な行動であり、通常は長期間にわたって繰り返される。

第3章 適用範囲

(適用範囲)

第5条 本方針は、協会に関わる役員・職員（以下「役職員」という。）、団体会員・個人会員（以下「会員」という。）、協会の各支部及び各都道府県の正会員によって選任された代議員並びに協会主催・共催など関連するバトントワーリング競技会・行事などに携わる関係者（以下「運営関係者等」という。）、団体長、コーチ、審査員等の指導的立場にある者（以下「指導者等」という。）、競技者等とする。

第4章 違反行為

(違反行為)

第6条 以下の行為は、本方針への違反となる。

- (1) 心理的虐待
- (2) 身体的虐待
- (3) セクシャルハラスメント
- (4) 性的虐待
- (5) ネグレクト
- (6) いじめ
- (7) 人間関係からの切り離し
- (8) 過大評価
- (9) 過小評価
- (10) 協力の不履行／妨害：本ポリシー違反の可能性に関連して、実施されるいかなる調査にも協力しないこと。また調査の一環として要求されるいかなる情報および/または文書および/またはアクセスまたはサポートを、正確、完全かつ不当な遅延なく提供しないことを含むが、これに限定されるものではない。
- (11) 報復：いかなる人物に対してであっても、本ポリシー（または適用される同等のセーフガードポリシーや規則）に基づき報告を行ったことを理由とした不当な扱い。

第5章 役割と責任

(協会の役割と責任)

第7条 協会は、以下の事項を含め、本方針を確実に実施する責任を負う。

- (1) 規程及び規程に関する教育、ツール、セーフガーディングの情報を支部及び都道府県組織に提供する。
- (2) 協会役員全員がこの方針を理解し、遵守していることを確認する
- (3) すべての関係者に本方針に含まれる手順を通知する。
- (4) 予防、啓発、教育リソースの開発を主導する。
- (5) 本方針に基づいたセーフガーディング計画と報告手順が整備されていることを確認する。

(倫理・コンプライアンス委員会の役割と責任)

第8条 倫理・コンプライアンス委員会は、以下の責任を負う。

- (1) ハラスメントや虐待に関する懸念や報告を、公正かつ慎重に、責任を持って、タイムリーに評価し、必要に応じて調査されるようにする。
- (2) ハラスメントや虐待の疑いに対処するための倫理・コンプライアンス委員会および理事会を含む処分手続きを整備する。
- (3) ハラスメントや虐待の報告が裏付けられた場合、加害者の立場や権限に関係なく、適切な処分や是正措置を課す。
- (4) 倫理・コンプライアンス委員会および理事会によって課された正式な処分制裁をWBTFに通知し、実施する。
- (5) ハラスメントや虐待を受けた者に対して助言と支援を提供し、告発が行われた者には手続きと個別の権利に関する助言を提供する。
- (6) 協会とは関係のない他の個人からのハラスメントや虐待を受けた者をサポートし、支援する。
- (7) 虐待の申立を行った個人を支援する。

(支部及び都道府県組織の役割と責任)

第9条 支部及び都道府県組織は以下の責任を負う。

- (1) 安全と保護のための方針を確立と参加者をハラスメントや虐待から守る。
- (2) 当該方針と手順が協会の方針に準拠していることを確認する。
- (3) バトントワーリングの参加者全員が協会の行動規範を理解し、遵守していることを確認する。
- (4) 支部及び都道府県組織が課した懲戒処分について協会に報告する。
- (5) 支部及び都道府県組織外のバトントワーリング参加者にリスクをもたらす可能性があると合理的に考えられる場合、一時的または永久的な停止が行われた者について、必要な情報を協会に提供する
- (6) 当該メンバーの一人が、当該メンバーに危険をもたらす可能性があると合理的に考えられる場合には、当該メンバーを除外する。
- (7) 規程に従わない人物がいる場合は、その情報を協会に通知すること。これにより協会がその人物の参加可否を判断できるようにする。

(参加者の責任)

第10条 バトントワーリングのスポーツ環境において、意図的な暴力が発生しないようにするのは、すべての人の責任である。参加者は全員、協会の方針と行動規範を遵守し、特にハラスメントや虐待行為に関与したり、容認したり、無視したりせず、他の参加者を支援する必要がある。バトントワーリングの参加者で、他の参加者がスポーツ中にハラスメントや虐待を受けたと思われる場合は、倫理・コンプライアンス委員会に報告する義務がある。方針と手順に従わない場合は調査が行われ、最終的には関係者に対する懲戒処分がありうる。

(監視と評価)

第11条 本方針は、協会の責任を適切に満たしていることを確認するために、また全体

的なケース評価と情報分析の一環として、定期的に見直される。

第5章 手順

(報告手順)

第12条 倫理・コンプライアンス委員会は、ハラスメントや虐待に関する問題の報告を協会相談窓口にて受け付ける。

事案は被害者本人によって直接報告される場合もあるが、個人の行為または支部及び都道府県組織の慣行に関連する事案は、他者(内部告発者)によって報告される場合もある。このような場合、内部告発者の身元に関する機密性は尊重される。誠意を持って懸念事項を報告する者は、報告を行ったことを理由に報復やその他の不利益な結果を受けることはない。これらの保護は、故意に虚偽の告発を行った者には適用されない。

(申立審査手順)

第13条 本方針に従って協会が受け取った申立や懸念はすべて、倫理・コンプライアンス委員会に報告され、倫理・コンプライアンス委員会は申立の初期評価を行い、申立が参加者に関係しているかどうか、また申立が委員会の管轄下にあるかどうかを判断する

(調査手順)

第14条 すべての調査を適時に、可能な限り2か月以内に完了することを目標とする。申立が犯罪的性質のものではないが、さらなる調査が必要な場合、倫理・コンプライアンス委員会は、委員会が合意した適切なスケジュールに従って、これらの手順に従い、調査を実施する責任を負う。また、調査員は、関係当事者に書面または口頭での説明を求める場合があり、特に、弱い立場の証人にヒアリングする場合は注意が必要である。関連情報の提供要請に応じない場合は、それ自体が不正行為とみなされる可能性があり、情報公開の制限の対象となる。倫理・コンプライア委員会による検討に必要なすべての関連証拠を含める報告書を作成するものとし、倫理・コンプライア委員会は以下の事項を決定することができる。

- (1) 申立人へのヒアリング
- (2) 関係者へのヒアリング
- (3) 相手方(被申立人)へのヒアリング
- (4) 処分案の作成
- (5) リスク評価を完了する。

(懲戒処分と不服の申立)

第15条 上訴権を含むあらゆる懲戒手続きは、協会倫理規程、会員処分規程、行動規範規程に従って行われる。倫理・コンプライアンス委員会は、刑事手続きの結果に關係なく、懲戒処分を求める場合がある。

(処分のための事実認定)

第16条 倫理・コンプライアンス委員会は、理事会を通じて、以下の場合にハラスメントや虐待の事案が発生したと認定するものとする。

(1) 参加者が刑事犯罪で有罪判決を受けた場合

(2) 参加者に対するハラスメントまたは虐待の申立が証明された場合

倫理・コンプライアンス委員会は、参加者とその他の関係者に対して、必要に応じてさらに調査を行うか、刑事有罪判決に基づいて、協会がバトントワーリング活動に関連する処分を課すことが適切であるかどうかを決定する。理事会によって課せられた処分は、協会の安全なスポーツ方針規程、倫理規程、会員処分規程、行動規範規程に従つて、不服の申立する権利の対象となる。

(過去の虐待)

第17条 重大な性的虐待の申立があった場合、倫理・コンプライアンス委員会は以下の対応を行う。

- (1) 参加者に現在において危険があるかどうかを明確にし、直ちに暫定的な措置を講じる必要があるかどうかを確認する。
- (2) 当該個人に対し、警察に正式な苦情を申し立てるよう助言する。
- (3) 倫理・コンプライアンス委員会が適切と判断した場合は、サポートとさらなる支援を提供する。

このような申立は、協会の手順に従つて処理されなければならない。

(機密保持と情報共有)

第18条 ハラスメントや虐待の疑いのある事案に関する情報はすべて機密情報として扱われる。理事会は、法令を遵守するために必要であると判断された場合や、その情報を開示しないことが他者に危害が及ぶ可能性がある場合に、適切な個人、当局、またはその他の組織に機密情報を開示することがある。影響を受ける個人には、理事会の決定の結果が協会から通知される。

(記録の保存)

第19条 意図的な暴力、ハラスメント、虐待の申立に関連するすべての情報は安全に保管され、協会事務局によって保持される場合がある。

(規程の変更)

第20条 この規程の変更は、理事会の議決を要する。

(附 則)

この規程は、2024年7月10日より施行する。